川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (案)

川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例施行規則(昭和31年川崎市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等 の徴収に関する条例施行規則

第1条中「川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例」を「川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例」に改める。

第10条中「の際に」を「までに」に改める。

第1号様式(1)中

Γ

	氏 名					
生徒	学校名等	川崎市立	学校	制	第	学年

を

Γ

<b></b>	氏 名	
生徒	学校名等	

に改め、

Γ

	添付書	類		非課税証明書 見童扶養手当 見童養護施設 畐祉医療証( 無職無収入証	受給証(写し 在園証明書( 写し)	(写し)		)
を								
	添付書	類						
Γ			「1旦(2)		斗について、	1回」に改め	る。	
	生徒	氏 学校名	名	川崎市立	学校	制	第	学年

を

Γ

<b></b>	氏 名	
生徒	学校名等	

に改め、注中「1回」を「授業料について、1回」に改める。

第2号様式(1)及び第2号様式(2)中

Γ

	氏 名					
生徒	学校名等	川崎市立	学校	制	第	学年

 $\rfloor$ 

を

Γ

	氏 名	
生徒	学校名等	

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、 当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

0

## 制定理由

川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例の一部改正に伴い所要の整備を行う こと等のため、この規則を制定するものである。

改正後	改正前
○川崎市立高等学校 <mark>及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の</mark> 入学選考料	· ○川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例施行規則
等 <u>の</u> 徴収 <u>に関する</u> 条例施行規則	
昭和31年6月15日教委規則第4号	昭和31年6月15日教委規則第4号
(目的)	(目的)
	第1条 川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例(昭和23年川崎市条例第26
	- 号。以下「条例」という。)の施行については、他に特別の定めがある場
う。)の施行については、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規	. 合を除くほか、この規則の定めるところによる。
則の定めるところによる。	
(第2条~第9条 略)	(第2条~第9条 略)
(分2米 分3米 時)	(第2末 第3末 畸)
   (入学選考料、入学料及び聴講料の徴収)	(入学選考料、入学料及び聴講料の徴収)
第10条 入学選考料は、入学願書提出 <mark>までに</mark> 、入学料は、入学を許可した日	第10条 入学選考料は、入学願書提出 <mark>の際に</mark> 、入学料は、入学を許可した日
から7日以内に徴収する。	から7日以内に徴収する。
2 前項の規定にかかわらず、川崎市立高等学校(以下「高等学校」という。)	2 前項の規定にかかわらず、川崎市立高等学校(以下「高等学校」という。)
第1学年入学者選抜の場合において同一の高等学校内又は高等学校相互間	第1学年入学者選抜の場合において同一の高等学校内又は高等学校相互間
において志願変更をするときは、入学選考料を徴収しない。ただし、高等	
学校の定時制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合は、全日制の	
課程に係る入学選考料の額と定時制の課程に係る入学選考料の額との差額	
を志願変更の際に徴収する。	を志願変更の際に徴収する。
3 聴講料は、聴講を許可した日から7日以内に徴収する。	3 聴講料は、聴講を許可した日から7日以内に徴収する。
(笠11冬。原付即 較)	(空11条。照刊 取)
(第11条~附則 略) 	(第11条~附則 略)

第1号様式(1)	第1号様式(1)
入学選考料等免除申請書	入学選考料等免除申請書
年 月 (4 ~ 4 )	
(あて先)川崎市教育委員会	(あて先)川崎市教育委員会
保 護 者 住 所	保護者 住所
	日
□ 入学選考料	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□ 入 学 料 の免除を次のとおり申請します。	□ 入 学 料 の免除を次のとおり申請します。 □ □ □ 入 学 料 の免除を次のとおり申請します。
□ 授 業 料	□ 授 業 料
氏 名	
学校名等 学校名等	
理由	
(詳しく記入して ) ください。	【 詳しく記入して 】 ください。
授業料の免除期間 年 月 日 ~ 年 月 日 月	間 授業料の免除期間 年 月 日 ~ 年 月 日 月間
	□ 生活保護受給証明書(写し)
	□ 非課税証明書(写し)
	□ 児童扶養手当受給証(写し)
生徒       学校名等       川崎市立       学校 制         世界 (学校名等       川崎市立       学校 制         理 由 (詳しく記入して ください。 長業料の免除期間       年月日~年月日         授業料の免除期間       年月日~年月日~年月         上生活保護受給証明書(写し)         工事課税証明書(写し)	
添付書類	
	□ 生活福祉資金貸付証書 (写し)
	□ その他()
注 1 <u>授業料について、</u> 1回の申請で免除を受けることができる期間は6箇月以内です。	注 1 1回の申請で免除を受けることができる期間は6箇月以内です。
2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。	2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第1号様式(2)	第1号様式(2)
入学選考料等減額申請書	入学選考料減額申請書
年 月 日	年 月 日
(あて先)川崎市教育委員会	(あて先)川崎市教育委員会
保護者 住所	保護者 住所
	氏名
□ 入 学 料 の減額を次のとおり申請します。	□ 入 学 料 の減額を次のとおり申請します。
□ 授 業 料	
氏 名	氏 名
生徒 学校名等	生 徒   学 校 名 等   川崎市立 学校 制 第 学年
理 由	理 由 ———————————————————————————————————
(詳しく記入して ) ください。	(詳しく記入して ) ください。
授業料の減額期間 年 月 日 ~ 年 月 日 月間	授業料の減額期間 年 月 日 ~ 年 月 日 月間
添付書類	添付書類
注 1 授業料について、1回の申請で減額を受けることができる期間は6箇月以内です。	注 1 1回の申請で減額を受けることができる期間は6箇月以内です。
2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。	2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 / )	様式(1)	<u>′</u>	入学選考	料等	免	除	許可	書				
											第	号
			様							年	月	目
								JI	崎市	教育多	員会	印
				口入	学選	考料						
	年 月	日付	けけで申請のあった	口入	学	料	の免	除につ	いて、	次の	とおり	
				□授	業	料						
許可	<b>丁します。</b>											
<i>#</i>	氏	名										
生徒	学 校 名	等										
免	除内	容										
授業	<b>巻料の免除</b> 期	明間	生	Ē,	月	日	~	年	月	F	1	月間

2 号	禄ェ	弋 (1	)										
				入 学 選 考	料 等	免	除言	午 可 書	÷				
												第	号
				様							年	月	日
									川幅	奇市	教育委員	員会	印
					□入≒	学選素	<b></b>						
	年	月	日作	付けで申請のあった	口入	学	料	の免除	につい	て、	次のと	おり	
					□授	業	料						
許可	可しま	きす。											
生	氏		名										
徒	学	校 名	等	川崎市立	学校			制	角	售	<u>学年</u>		
免	除	内	容										
授美	業料の	の免除期	阴間	£	手 月		日	~	年	月	目		月間

入学選考料等減額計	千可 書	入学選考料等減額許可書	
様	第 号 年 月 日 川崎市教育委員会 印	年 様 川崎市教育委員	第 月 目会 印
年 月 日付けで申請のあった □入 学 料 □授 業 料  許可します。	の減額について、次のとおり	年 月 日付けで申請のあった □入 学 料 の減額について、次のと □授 業 料 許可します。	おり
生     大     名       学校名等       減額内容		生     (表)       (表)     (表)       (基)     (表)<	
授業料の減額期間 年 月 日	~ 年 月 日 月間	授業料の減額期間 年 月 日 ~ 年 月 日	月